

県税滞納者に対するタイヤロックの実施について

平成 19 年 5 月 16 日
千葉県総務部 税務課
043-223-2126

本日、自動車税を滞納し、度重なる納税催告にも応じない滞納者に対し、自動車の差押のため、自動車のタイヤロック機を用いた滞納処分を実施しました。詳細は以下のとおりです。

なお、タイヤロック機による自動車の使用停止処分は、本県の県税事務所では初めてです。

千葉県は、県の自主財源を確保するため、県税の滞納額の縮減に積極的に取り組んでおり、納税催告に応じない滞納者に対し、財産の差押や換価処分を実施し、早期収納を図ることとしています。

特に、自動車を所有している者については、差し押さえた自動車にタイヤロック機を用いて使用を停止した上で、車両を引き揚げ、公売を行うなど、強力な取組みを行うこととしています。

今回、この方針に沿って、千葉県木更津県税事務所では下記のとおり滞納処分のため、昨年度から滞納をしている者の自動車にタイヤロック機を用いた自動車の使用停止処分を実施しました。

記

- 1 実施日時 平成19年5月16日（水）
- 2 実施状況 タイヤロック機による使用停止処分 2名
処分結果 即時納税 2名（完納）
- 3 その他
 - (1) 木更津県税事務所は、平成19年5月14日（月）～16日（水）まで、管内の滞納者に対し、述べ5班15名体制で滞納処分の手続きを実施しました。
 - (2) 県では、タイヤロック機を県内全ての県税事務所に配備（合計30台）しており、他の県税事務所でも滞納処分の手続きを行っていますが、実際にタイヤロック機を用いて走行停止に至ったのは今回が初めてです。

- * 5月31日は自動車税の納期限です、県では自動車税の期限内納税を呼びかけています。
- * 自動車税は、県税事務所、県内各金融機関の外、県と契約したコンビニエンスストア店頭でも納税が行えます。